

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期代替特別入試 憲法

【出題趣旨】

本問で想定される原告側弁護士への対応としては、問題文に引用した最高裁決定を踏まえつつ、その判例は本件事案には直接結びつかないことを述べるであろう。当該最高裁決定は、児童買春事件という個人情報の中身の特殊性に強く依拠して、「児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ」ている点を強調した。この点からすれば、事案の相違を強調することが本問でも想定される。さらに、当該最高裁判例についても、ネット上の表現の検索エンジンの行使それ自体を表現行為と捉える点につき、営業の自由と捉えるべきである、といった正面からの批判も、当該弁護士として述べる可能性はあろう。

本問の出題趣旨としては、①本問で引用した最高裁決定を正確に理解し自らの手で整理するとともに、②原告側のプライバシー権、および更生の利益の保護を論点として提示し、また、③検索エンジンという被告企業の行為が表現の自由としてどのように保障されるかを、それぞれ求めている。

【採点基準】

採点基準としては、100点満点で計算した場合、上記出題趣旨のうちの㉠20点、㉡40点、㉢40点を、それぞれ基準とした。それぞれの採点は、内容の正確さ・適切さのみならず、記述の明確さも採点基準に反映させている。

①～③の合計点に0.8を乗する。

令和3年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第一期代替特別入試 刑法

【出題趣旨】

事後強盗致傷事例を素材に、複合的な事後強盗罪、事後強盗致傷罪の構成要件に関する基本的な知識・理解、および前提となる窃盗罪の実行の着手に関する理論および判例に関する基本的知識を確かめるとともに、それぞれを具体的事例に即して運用できる基礎的技能を試すものである。

【採点基準】

第1 事案分析【8点】

検討すべき問題を的確に指摘すること。または、事案構造に対応した構成の適切さ

第2 住居侵入罪【7点】

客体が「住居」であること、行為が「侵入」にあたること

第3 窃盗罪における実行の着手【28点】

1 実行の着手一般に関する理論的知識（8点）

形式的客観説・実質的客観説等

2 窃盗罪における実行の着手に関する判例（4点）

密接行為、構成要件的结果発生の客観的危険性など、本事例の評価の参照軸

3 事案の評価〔あてはめ〕（16点）

物色行為の実行行為との密接性

物色中断時点での占有侵害の客観的危険性

窃盗罪の故意

第4 事後強盗致傷罪【40点】

1 構成要件の提示（8点）

身分犯としての窃盗犯人性、または結合犯としての窃盗行為

目的

暴行の程度

2 事例の評価〔あてはめ〕（32点）

窃盗の実行の着手と故意（2）：規範と整合する指摘

逮捕を免れる目的（7）

反抗を抑圧するに足りる程度の暴行（8）

窃盗の機会（7）

傷害結果と因果関係、傷害結果に対する故意（8）

第5 器物損壊罪【3点】

甲がスレート板を蹴破った点に関する罪責

第6 罪数【4点】

住居侵入罪（130条前段）と強盗致傷罪（240条前段）の牽連犯（54条1項後段）

第7 裁量点【10点】

上記以外の加点・減点要素の考慮

加点例：自己の意思で中断した形になっていることと中止犯の成否

強盗致傷罪における傷害の程度（軽微なものでも強盗致傷にあたるか）

減点例：明らかな誤り，論理矛盾

以上の合計点に0.8を乗する。